

2006年11月6日

全国木材組合連合会 違法伐採対策協議会事務局 御中

CC:林野庁 木材貿易対策室 森田 一行 様

CC:林野庁 木材利用課 金子 幸司 様 斉藤 伸郎 様

CC:環境省 総合環境政策局 環境経済課 原田 和幸 様

CC:環境省 地球環境局 環境保全対策課 佐々木 謙 様

合法木材マークへの懸念と要望

平素より大変お世話になっております。貴会におかれましては、日頃より違法伐採対策検討協議会の事務局としてのご尽力敬意を表します。

さて、10月31日付けで貴会より合法木材マークの作成に関しまして普及WGメンバー宛てにご連絡をいただいております。貴会発行のリーフレット「合法木材は地球を守る第一歩」において合法木材マークが“検討中”とあり、普及WGメンバー以外でも、そうした検討があることを承知しております。私共は製品へのラベリングを想定したマークの作成には大変懸念を有しております。以下にその懸念点をまとめましたので、ご対応を頂きたいと何卒お願い申し上げます。

(1) ガイドラインへの懸念

合法木材マークはグリーン購入法の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下、ガイドライン)に沿って与えられると想定されていますが、私共は現状のガイドラインでは違法木材を十分に排除することが出来ない可能性があると考えており、また森林伐採現場における改善の効果も把握されていません。このような状況でラベリングによって製品の合法性を保証して一般市場に流通させると言うのは非常にリスクの高いことですし、誤って違法材にラベルが貼られれば消費者を欺くこととなり、場合によってはマークの運営主体が責任を問われる場合もあると考えます。そもそも同ガイドラインは政府調達の運用における現在の判断指針であって、木材の合法性は本来、各消費者がその範囲、確認方法などを自ら考えるべき性質のものであります。慎重な議論もなく政府調達の手法を市場におけるデファクトスタンダードとして民間や消費者へも普及させることは、違法伐採対策への真摯な対応を阻害しかねず、時期尚早です。

私共は、現状の証明制度には大きな問題がありつつも、制度をスタートさせることを第一に考えた上で、実効性を高めるようガイドラインを改善するために協議会やWGに参加しております。また、協議会が設置された目的自体が、本制度の検証・改善を図るためであると認識しています。違法伐採対策事業において行われている調査・検証事業や協議会・WGにおける十分な議論を通してガイドラインの改善に取り組むことが先決と考えます。

(2) ラベリングへの懸念

ガイドラインでは、合法性の証明は各業界団体または各企業の自主性に委ねられているにもかかわらず、政府(または全木連、協議会)が合法性について統一のマークを作って製

品へのラベリングを認めると言うのは、政府（または全木連、協議会）として民間市場全体に対してラベリングされた製品の合法性について全責任を持つということになります。各事業者が証明書を自らの責任において出すこととは明らかに意味合いが異なります。ISO の環境ラベリングに関する原則 http://www.nacs.ne.jp/~ecology/label/label_2.html やラベリングや関係法務の専門家等の意見を考慮しながら慎重に検討をしていただきたいと思います。

（３）普及について

グリーン購入法の理念として政府調達以外での民間における取り組みも積極的に推進することの意義は承知しておりますし、違法伐採対策を民間においても推進することにはまったく賛同するものであります。しかしながら、問題を抱えた段階で合法マークを政府公認のスタンダードとして広めてしまえば、本来の違法伐採対策の趣旨に反する結果となりかねません。

普及すべきことは、各調達主体が違法伐採対策を進め、それぞれが責任を持って生産地の合法性と持続可能性を確認すべきであることと存じます。制度や対策のPRをしたいのであれば、製品に対するラベリング以外の方法で進めることは可能であると考えます。

（４）本件の協議プロセスへの懸念

木材の合法性を証明する新たなラベリング制度を作るというのは、合法性証明の正確性、信頼性、網羅性や市場への影響も含めて慎重な議論を要する大変重要な問題です。しかしながら、本事業の実施内容を検討・承認するはずの協議会本体においては、小浜協議会委員によればこれまでに合法マーク作成に関する説明や相談が一切されていない状況です。その上で、普及WGでは、普及事業実施要領に書かれていたので承認された、とのことですが、坂本普及WG委員及び中澤普及WG委員によれば7月のWGの際にはホームページ、パンフレットの作成やイベントに関することについては議論がされたものの、合法マーク作成については議論がされておられません。このような状況では当方としては了承しかねるものであります。

マークの作成ありきで拙速に進めることの無いよう、普及WGおよび協議会本体における十分かつ慎重な議論をお願い申し上げます。

以上に付きまして、慎重なご対応をいただきたく重ねてお願いを申し上げます。

以上

(財)地球・人間環境フォーラム 坂本 有希
国際環境 NGO FoE Japan 中澤 健一
熱帯林行動ネットワーク 小浜 崇宏
WWF ジャパン 橋本 務太
グリーンピース・ジャパン 尾崎 由嘉